

# 農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和6年3月

東大阪市

# 目 次

はじめに	1
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	3
第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業 経営の指標	4
第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する 事項	5
第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	6
第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	7
第7 その他	10

## はじめに

本構想は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。）第 6 条の規定に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」として、本市が今後 10 年間に於いて育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするために「大阪府農業経営基盤強化促進基本方針」（令和 6 年 1 月 26 日改正）に即して策定するものである。

## 第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 東大阪市農業の現状

本市は、大阪府のほぼ中央東端に位置し、面積は 61.78k m<sup>2</sup>、世帯数 23 万 2,303 世帯、人口 49 万 3,940 人（令和 2 年 国勢調査）となっている。

東は生駒山系を境にして奈良県に、西は大阪市、南は八尾市、北は大東市に接しており、地形は東部の生駒山系と中西部の平坦部に大別することができる。また、本市の主要河川は東部を南から北に流れる恩智川や西部を北西に流れる第二寝屋川がある。

本市農業は、水田を中心に、都市近郊という有利な立地条件を生かした軟弱野菜、施設園芸作物、花き等の栽培による収益性の高い農業経営と基幹作物である水稲栽培が混在し府・市民への生鮮農産物の供給と、緑地空間の提供という重要な役割を果たしている。

また、農家の大多数は小規模で、その多くは自家消費程度に生産している農家であり、販売農家の経営耕地面積は農地面積全体の 1/3 程度となっている。

#### (1) 東大阪市農業の推移

項 目	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)
耕地面積 (ha)	238	199	174
田耕地面積 (ha)	149	114	90
畑耕地面積 (ha)	89	85	84
農家数 (戸)	689	556	532
農業経営体数 (経営体)	194	138	132
経営耕地面積 (ha)	101.52	69.07	64.80
1 戸当たりの経営耕地面積 (a)	54	50	49
農業に 60 日以上従事した世帯員、 役員・構成員数 (人)	—	198	187
うち 65 歳以上の人数 (人)	—	121	111
後継者不在経営体数 (経営体)	—	61	93
農業産出額(推計) (千万円)	—	43	43
販売金額 500 万円以上の経営体数 (経営体)	5	5	6

資料：農林業センサス

(2) 認定農業者の認定者数、面積

令和6年3月現在の東大阪市における国版認定農業者は5人（耕作面積 2.47ha）、認定新規就農者は0人、大阪版認定農業者は161人（耕作面積 35.93ha）となっている。

2 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

(1) 基本方向

本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業や「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」（平成20年4月施行）に基づく「農空間保全地域制度」により農空間の保全と活用に取り組む。

(2) 農業構造の展望

- (ア) 生産緑地地区について良好な営農環境が維持されるよう努める。
- (イ) 緑地としての機能等、農地の多面的な機能を発揮する政策を展開する。
- (ウ) 市街化調整区域における一定規模の集団農地や隣接するため池、水路、農道等の「農空間」を適正に保存・活用するため、多様な担い手の育成・確保の推進を図るとともに、有効利用の促進に繋がる支援を行う。

3 農業経営の目標

	年間農業所得	年間労働時間
効率的かつ安定的な農業経営体の農業経営の目標	主たる従事者1名あたり 550万円以上	主たる従事者1名あたり 2,000時間程度
新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標	主たる従事者1名あたり 220万円以上	主たる従事者1名あたり 1,600時間程度

4 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

本市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、関係機関と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新規就農を促進するため、就農情報の提供、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策を積極的に活用する。

5 新規就農者確保目標

本市における新規就農者は、過去10年間で毎年0人から1人程度で推移している。大阪府農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた効率的かつ安定的な農業経営体等の確保・育成の目標を踏まえ、本市においては年間1人の新規就農者の確保を目標とする。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

### 1 営農類型ごとの経営規模の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市に適していると考えられる効率的かつ安定的な農業経営体の営農類型は次のとおりである。

#### 経営体営農類型（例）

No.	経営類型	規模実面積（a）		内 容	備 考
		露地	施設		
1	野菜専作Ⅰ （施設・露地野菜）	60	30	えだまめ ハウス 30 a 露地 30 a 葉ごぼう ハウス 15 a 露地 10 a しゅんぎく ハウス 5 a 露地 延べ 60 a	
2	野菜専作Ⅱ （ハウス果菜類Ⅰ）	40	40	なす ハウス 40 a きゅうり ハウス 36 a	きゅうりハウスの一部でなす育苗（4 a）
3	野菜専作Ⅱ （ハウス果菜類Ⅱ）	23	23	いちご ハウス 20 a （育苗 3 a）	直売及び直売所出荷 高設栽培 スマート技術 （複合環境制御、CO2 施用等）
4	野菜専作Ⅲ （ハウス軟弱野菜専作）	30	30	しゅんぎく 周年 ハウス 延べ 120 a	

### 2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標

#### （1）生産方式

##### ① 水稻

高品質米生産を進めるため、適正品種の選定と品種にあった栽培技術の普及を推進するとともに、収益向上のため直売所での販売に適した減農薬・減化学肥料の特別栽培米の普及に努め、資材等の経費削減と環境にやさしい栽培を定着させる。また、農作業の受委託と共同利用機械及び施設の導入を図る。

##### ② 野菜

都市立地の優位性を活かし、単位面積当たりの収益性が高く、周年生産が可能な品目あるいは周年生産の構成品目として優れた品目の導入を図る。地域の特産である軟弱野菜の育成に努めると共に高付加価値化と消費者ニーズに応えるため、減農薬・減化学肥料の特別栽培野菜の普及に努める。

##### ③ 花き

特産品でもある菊を中心に高級品種の導入による高品質花きの普及に努める。減農薬・減化学肥料による低コスト化と環境に配慮した栽培を目指し、周年生産、労力の適正配分のできる栽培体系の確立、普及を進める。

④ 大阪エコ農産物認証制度に基づく農産物生産

農薬や化学肥料の使用を削減し、環境にやさしい農産物の栽培を目指した「大阪エコ農産物認証制度」の普及に努め、多様化した消費者ニーズの充足と生産者メリットの創出を図る。

⑤ 体験型農業

市民ニーズ・消費者ニーズ等にあった品種・品目を組み合わせ、1年を通じて収穫体験ができる栽培体系の確立を目指す。また、直売所・朝市、市民農園と連携し、多様な利用者に親しまれる農業を目指す。

(2) 経営管理の方法

経営の体質強化を図るため、経営管理能力や雇用労働管理能力の向上、自己資本の充実を進め、必要に応じて法人化を推進する。また、経営と家計の分離を始めとし、簿記記帳や納税の青色申告の導入により経営の合理化、健全化を進める。

(3) 農業従事の態様

他産業並の労働時間を確保するため、農作業環境の一層の改善による休日制の導入や、給料制の導入等労働条件の改善を進めるとともに、容易に雇用確保できる体制の整備を支援する。また、農作業の安全性を確保するため、農業機械の安全使用講習会や農薬の適正使用に関する講習会の開催等啓発活動に努める。

### 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が、就農時に目標とすべき水準は、第1の3に掲げる年間農業所得の3割程度とし、労働時間を1,200時間以上とする。また、経営開始から5年後に達成すべき所得水準は年間農業所得220万円以上とし、労働時間を1,600時間程度とする。

なお、経営開始から5年後の指標となる経営類型は第2の1に掲げる営農類型に準じ、農業経営の規模は営農類型の規模実面積の約4割とする。

また、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標は第2の2に準ずるとする。

### 第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営、兼業農家、定年後に就農しようとする者など多様な形で農業に関わる経営体を「農業を担う者」として幅広く確保・育成していく必要がある。

このため、「農業を担う者」については経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援するとともに、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農しようとする青年等について、安心して就農し定着することが出来るよう、相談への対応や農業経営に必要な研修の実施、農地の確保などの情報の提供など、関係機関と連携した支援を実施する。

## 2 就農等希望者の受入れから定着に向けたサポートの考え方・取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、関係機関と連携して、就農等希望者に対する農用地の確保等の情報提供や農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、相談対応を行う。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、国や大阪府による支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

## 3 関係機関との役割分担・連携の考え方

本市は、就農等希望者への情報提供や相談対応、農用地の確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業経営・就農支援センター（大阪農業つなぐセンター）と市が連携して行う。農業技術や経営ノウハウについての習得については地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校、就農後の営農指導等フォローアップについては大阪府中部農と緑の総合事務所農の普及課、グリーン大阪農業協同組合及び大阪中河内農業協同組合が、農地等に関する情報提供や農地の紹介・あっせんについては農地中間管理機構（一般財団法人大阪府みどり公社）や農業委員会が行うなど、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、関係機関と連携して、就農受入体制、研修の実施状況、貸借可能な農地の情報等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、就農等希望者に情報提供する。

また、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

# 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

## 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積に関する目標	備 考
40%	

※ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者や新たに農業経営を営もうとする者などの担い手、府条例に基づく大阪版認定農業者などの今後育成すべき農業者、法人が利用する農用地が、市内の地域計画の区域内にある農用地及び生産緑地に占める面積の割合

## 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の農業構造は、市域の大部分を占める市街化区域においては都市化が進み、小規模農地が点在した状態で、経営状況もほとんどが兼業農家となっており、高齢化と後継者不足により農地は年々減少している。市街化調整区域内においても、まとまった農地は少なく、市街化区域と同様に高齢化と後継者不足により、農地の遊休化が進んでいる。

### (2) 今後の農用地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農用地利用ビジョン

本市では、今後さらに高齢化と後継者不足が進むことが予想されることから、担い手の育成及び担い手への農地の利用集積を推進するための施策・事業の実施を図っていく。

### (3) 将来の農用地利用ビジョンの実現に向けた取り組み内容及び関係機関及び関係団体との連携等

本市の将来の農用地利用ビジョンの実現を図るため、関係機関及び関係団体と連携して以下の施策等を積極的に推進することとする。

- ① 認定農業者、認定新規就農者等効率的かつ安定的な経営体の育成
- ② 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成
- ③ ①及び②に対する農地の面的集積の促進
- ④ 遊休農地の解消のための施策の実施
- ⑤ 園芸作物の振興及び地産地消の推進
- ⑥ 地域計画の策定と見直し

## 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

### 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準 その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

#### (1) 協議の場の設置の方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては関係機関等を積極的に活用し周知を図る。参加者については、農業者、市、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、大阪府、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。また、協議の場の参加者等からの協議事項に係る問合せの対応は市で行うものとする。

#### (2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、隣接した複数集落の面的な集積が見込まれる農用地等が含まれるように設定する。

#### (3) 地域計画の策定の進め方

地域計画の策定に当たって、大阪府・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係機関・団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

#### (4) 地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方

地域計画に基づき、農地中間管理機構を活用し、所有者不明農地、遊休農地も含め所有者等から借受け、担い手等へ貸付を行い、農地の集積・集約化を進めていくものとする。

## 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

### (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱、参考様式第6-1号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定を行う。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ (4)の①のイの実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地について利用権の設定等に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定を行う。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
  - ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。
- (8) 農用地利用改善事業の指導、援助
- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
  - ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、中部農と緑の総合事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

#### (1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体等による農作業受委託の促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は経営体の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知

#### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

## 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成21年12月1日から施行する。

この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する

この基本構想は、令和5年9月25日から施行する

この基本構想は、令和6年3月29日から施行する